

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年1月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・社会福祉事業が実施されていない状態であることから、今後の予定及び検討結果を今回の監査結果に対する改善報告後も随時報告すること。
- ・経理規程等の諸規程について、前回指摘事項が改善されていないため、早急に見直しを行い、改正すること。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>次回の選任時から同意の事実を議事録へ記載する。</p>
<p>2 処務規程及び経理規程について、評議員会の決議を要する事項が理事会の承認事項として規定されている等、法令及び定款に則っていない規定が見受けられた。</p> <p>については、法令及び定款に則った法人運営となるよう、処務規程及び経理規程について見直しを行うとともに、その他の規程についても法令及び定款と齟齬がないか確認を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>令和2年3月開催の理事会において、処務規程を廃止し、新たに事務決裁規程及び文書管理規程を制定し、評議員会の決議を要する事項を理事会の承認事項として規定しないなど所要の見直しを行った。</p> <p>また、併せて、法令及び定款に則った法人運営となるよう経理規程、事務局規程、給与規程の一部改正を行い、所要の見直しを行った。</p>
<p>3 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的として設立された税法上の優遇措置の対象となる特別の法人であり、社会的信頼性の確保や事業経営の透明性の確保が求められている。特に、社会福祉事業が法人の行う</p>	<p>中間報告は、令和2年3月に県へ提出したところである。引き続き、市町協会、理事会、評議員会等で議論を重ね、関係者の納得が得られるような最終的な結論を、令和2年度末を目標に取りまとめる。</p>

	<p>事業のうち主たる地位を占めることが必要であると規定されているにもかかわらず、貴法人においては、社会福祉事業が実施されていない状態である。</p> <p>については、貴法人の令和元年（2019年）度事業計画に定める中間報告（法人のあり方に係る方向性。以下「中間報告」という。）を速やかに提出するとともに、最終的な結論を令和2年度末までに得ること。なお、中間報告の内容については、以下を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今後の社会福祉事業の実施及び当該事業が主たる地位を占める予定（以下「事業実施等予定」という。）の有無 ② 事業実施等予定がある場合、その具体的な事業計画（事業内容、事業規模、実施時期等を含む） ③ 事業実施等予定がない場合、今後の法人運営の方向性（解散、他の経営体による運営など） <p>なお、本件については、以前から同様の指摘をしており、早急に改善を進めること。</p> <p>おって、中間報告については貴法人から令和2年3月25日に提出があったことを申し添える。</p> <p>（法第22条、審査基準第1の1（1））</p>	
4	<p>会計年度末において事業未収金が貸借対照表に計上されていなかった。</p> <p>については、貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示すること。</p> <p>（会計省令第25条）</p>	<p>令和元年度決算から未収金として貸借対照表に計上する。</p>
5	<p>総勘定元帳のうち資金収支計算書に関する科目のものが作成されていなかった。</p> <p>については、総勘定元帳は全ての拠点区分及び勘定科目につき漏れなく作成すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（会計省令第3条第2項）</p>	<p>当協会の現在の会計システムでは、資金収支計算書に関する科目の総勘定元帳が出力できない状況である。今回の指摘事項3と同じように、社会福祉事業の実施の有無の検討に合わせ、システムを導入するかどうか今後の対応を検討していく。</p>